

社会福祉法人うしおだ
ハイムさざんか利用契約書

_____様（以下、甲という）と、社会福祉法人うしおだハイムさざんか（以下、乙という）は、甲が当該グループホームにて、乙から提供される障害者総合支援法に基づく共同生活援助を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 障害者総合支援法に基づく共同生活援助に関して乙が提供するサービスの内容と甲が支払うべき料金を相互理解・合意することを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約は_____年 月 日から利用者の支給決定期間終了日までとします。
契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲から書面による更新拒否の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

（利用基準）

第3条 横浜市内に住所を有する精神障害者で、次の各号に適合する場合、乙の利用ができます。

- 1、一定程度の自活能力がありながら、家庭環境や住宅事情などにより住宅の確保が困難である。
- 2、精神科医療を受けていて、概ね身辺自立ができており、他者と協調した生活が可能である。
- 3、原則として、日中活動先を有しており、その活動に参加をしている。

（個別支援計画の作成）

第4条 乙は甲に関する支援目標、具体的サービス内容等を検討し、双方協議の上で個別支援計画を作成します。

- 1、乙は計画作成後、実施状況を把握し、必要に応じてその変更を行います。
- 2、甲は乙に対して計画の変更を申し出ることができます。

（援助内容）

第5条 乙は「重要事項説明書」にある各種サービスを提供します。

（家賃及び利用料金）

第6条 甲は乙に入居し、家賃（月額）53,700円を乙へ支払います。

※家賃は、国の補助金と横浜市の補助金により減額される場合があります。

- 1、入居時に修繕費預り金として107,400円（家賃2ヵ月分）をお預かりします。修繕費預り金は補修費用に充当し、退居時に精算いたします。
- 2、甲は、家賃以外に共有スペースの水光熱費及び日用品費、食材料費、その他日常生活に必要な費用について支払います。なお水光熱費及び日用品費及び食材料費は年度末に実費精算を行い、余剰がある場合は返金致します。

※水道料金は、横浜市の補助金により減額される場合があります。

- 3、乙は前項に掲げる料金を記載した請求書を毎月10日までに交付します。
- 4、甲は乙より交付された請求額を当月末までに、乙の指定する方法で支払います。
- 5、乙は甲より受領した家賃及び利用料金に関する領収書を発行します。
- 6、甲は、月の途中における入退所に関して日割分を乙に支払います。

（甲の権利）

第7条 甲は次の権利を有します。また、権利を行使することによる不利益を受けることはありません。

せん。

- 1、独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- 2、地域生活について、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- 3、安心と信頼をもてるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- 4、自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な支援を継続的に受けられること。
- 5、必要に応じて、適切な医療を受けることについて支援が受けられること。
- 6、家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- 7、地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為が行えること。
- 8、身体的精神的拘束を受けないこと。
- 9、地域生活において、いかなる差別を受けないこと。
- 10 生活や支援について職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けることができること。

(甲の義務)

第8条

- 1、甲の生活状況や健康状態についての情報を正しく乙に提供すること。
- 2、他の入居者やその訪問者及び乙の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 3、暴言・暴力・他者への迷惑行為はいかなる理由があろうとも行わないこと。
- 4、特別の事情がない限り、乙の取り決めやルール、乙の協力医師の指示に従うこと。
- 5、市町村等による事業者への立入調査の場合、これに協力すること。

(造作・改修等の制限)

第9条

- 1、甲は、居室に造作・改修をする時は、予め乙に書面にて届け出、乙の承認を得るものとします。また、その造作・改修に要した費用及び契約終了時の原状回復費用は甲の負担とします。
- 2、甲は、乙の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3、甲は、居室以外のグループホーム内の造作・改修等を行うことができません。

(契約の終了)

第10条 次の各号に該当する場合は、この契約は終了いたします。

- 1、甲が死亡した場合。
- 2、甲が第11条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 3、乙が第12条に基づきこの契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- 4、甲が病気の治療等のため3か月以上グループホームを離れることが決まった場合、契約が解除されることがある。その判断は、運営委員会に委ねられる。

(甲の契約解除)

第11条 甲は乙に対し、いつでも1ヶ月の予告期間において、この契約を解除することができます。

(乙の契約解除)

第12条 乙は甲及び代理人に対し、次の各号に該当する場合、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

- 1、正当な理由がなく利用料金を3ヶ月以上滞納したとき。
- 2、甲が、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼし、共同生活の継続が困難な状況となり、かつ状況の改善に相当な困難があると乙が認めたとき。

- 3、甲が乙の提供するサービスを著しく拒否し、改善の見込がないとき。
- 4、甲が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込がないとき。

(退居時の援助及び費用負担)

第13条 契約の解除あるいは終了により甲が退居する際は、円滑な退居のために必要な支援を行います。退居までに要した費用の実費は甲の負担とします。

(損害賠償)

第14条 乙は甲に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が生じた場合、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。

ただし、甲に重過失がある場合は、乙は損害賠償を免除され、または賠償額を減額することがあります。

- 1、乙は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
- 2、甲の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

(合意管轄)

第15条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲、乙は予め合意します。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、障害者総合支援法その他法令の定めるところにより、甲、乙が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

年 月 日

甲（入居者） （氏名） _____ 印

（住所） _____

（連絡先） _____

乙（事業者） （名称） 社会福祉法人うしおだ
（代表者） 理事長 倉石奈津美 印
（所在地） 横浜市鶴見区下野谷町 4-163-1

ハイムさざんか
重要事項説明書

説明日 年 月 日

◆◆目次◆◆

1. 事業主体概要	1
2. ハイムさざんかの概要	1
3. 職員体制	2
4. 勤務体制	2
5. ホーム利用の留意事項	3
6. 家賃及び利用料	3
7. 援助内容	4
8. 協力医療機関	4
9. 苦情相談機関	4

1、事業主体概要

- 1、事業主体名 社会福祉法人うしおだ
- 2、法人の種類 社会福祉法人
- 3、代表者名 理事長 倉石奈津美
- 4、所在地 〒230-0047 横浜市鶴見区下野谷町四丁目 163 番地 1 号
- 5、法人の理念
「人が人として尊ばれ、誰もが平和憲法の下で平等に、しかも、安心して住み続けられる地域社会を実現させるために、より多くの人々と連帯し、共同の輪を広げていく」を社会福祉法人うしおだの基本理念とし、医療、介護、福祉の充実のために努力します。
- 6、他の介護保険関連の事業 認知症対応型共同生活介護事業
訪問介護事業
介護支援事業
小規模多機能型居宅介護事業
- 7、他の介護保険以外の事業 訪問介護事業
計画相談事業

2、ハイムさざんかの概要

名称	ハイムさざんか
目的	入居者が精神保健の維持回復に努め、住み慣れた地域で自立した生活と活動を行うため、個人の尊厳と権利、自主性を尊重した支援を行います。
運営方針	(1) 本事業所は、下記を運営の基本とします。 1) 自立した生活のための支援を行うことを基本とし、入居者の能力を最大限に活かし、主体性を尊重した支援を行います。 2) 入居者同士の共同生活のため、温かい雰囲気づくりに努め、入居者個人に合わせた生活や活動ができるように支援します。 3) 入居者の生活及び活動の質を高め、人としての尊厳のある生活及び活動を送ることができるよう支援を行います。 (2) 本事業所は、前項のため運営委員会を設置します。
責任者	管理者 守屋昭子
事業所指定番号	第 1420100388 号
ユニット1【ハイムさざんか】	
所在地	〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉1-11-20
電話 FAX	電話：045-717-8815 FAX：045-717-8815
交通の便	J R 京浜東北線鶴見駅下車 市営バス 10 分 森永工場前下車徒歩 1 分
敷地概要	賃貸
建物概要	軽量鉄骨 3 階建て 延床面積 323.10 m ² 敷地面積 167.05 m ²
居室の概要	全室個室 (10 部屋) 浴室、トイレ、ミニキッチン付
共用施設の概要	キッチン、ダイニング、トイレ (洋式)、洗面所

緊急対応方法	緊急対応マニュアルに準じます
防災設備	消火器（各階廊下）、煙探知機、自動火災報知機、スプリンクラー
避難設備等概要	避難器具、非常灯
損害賠償責任 保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社、損害賠償責任保険に加入
ユニット2【ハイムつばき】	
所在地	〒230-0077 横浜市鶴見区東寺尾1-29-4
電話 FAX	電話：045-580-5023 FAX：045-580-5023
交通の便	JR京浜東北線鶴見駅下車 市営バス15分 宝蔵院前下車徒歩3分
敷地概要	賃貸
建物概要	軽量鉄骨2階建て 延床面積 286.70 m ² 敷地面積 352.46 m ²
居室の概要	全室個室（10部屋） 浴室、トイレ、ミニキッチン付
共用施設の概要	キッチン、ダイニング、トイレ（洋式）、洗面所
緊急対応方法	緊急対応マニュアルに準じます
防災設備	消火器（各階廊下）、煙探知機、自動火災報知機、スプリンクラー
避難設備等概要	避難器具、非常灯
損害賠償責任 保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社、損害賠償責任保険に加入
ユニット3【ハイムさつき】	
所在地	〒230-0077 横浜市鶴見区生麦5-17-7
電話 FAX	電話：045-710-0414 FAX：045-710-0414
交通の便	京浜急行花月総持寺下車 徒歩5分
敷地概要	賃貸
建物概要	木造2階建て 延床面積 344.25 m ² 敷地面積 282.22 m ²
居室の概要	全室個室（10部屋） 浴室、トイレ、ミニキッチン付
共用施設の概要	キッチン、ダイニング、トイレ（洋式）、洗面所
緊急対応方法	緊急対応マニュアルに準じます
防災設備	消火器（各階廊下）、煙探知機、自動火災報知機、スプリンクラー
避難設備等概要	避難器具、非常灯
損害賠償責任 保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社、損害賠償責任保険に加入

3、職員体制（主たる職員）

- 1、管理者1名（常勤職員） サービス管理責任者2名（常勤職員） 世話人8名（常勤1名 非常勤7名） 生活支援員2名（常勤職員）
- 2、上記についての兼務、他施設との兼務もありえます。

4、勤務体制

- 1、365日、職員が在駐します。
- 2、職員の勤務時間は、12時より20時とします。
- 3、夜間の体制は、緊急時対応マニュアルに準じます。

夜間緊急携帯電話番号

ハイムさざんか【070-2835-9988】

ハイムつばき【090-2237-1335】

ハイムさつき【080-2218-2698】

- 4、年末年始については入居者の状況に応じて勤務体制が変則になる事があります。

5、ホームの利用の留意事項（持ち物、面会、外泊、その他）

1、持ち物

- 1) 個人の持ち物は、各自責任をもって管理していただきます。
- 2) 個人の持ち物は、単身生活にふさわしい最小限のものにしてください。
- 3) 自己管理がむずかしいものについては職員にご相談ください。
- 4) 共同生活に支障をきたすような物品の持込はできません。

2、外出・外泊

- 1) 外出は原則自由です。
- 2) 外泊は予定期間やと行き先の届出をお願いします。
- 3) 訪問者の受け入れは、他の入居者に配慮して行ってください。

3、その他

- 1) 犬、猫等のペットは飼育できません。
- 2) 建物内禁煙です。居室内・ベランダ喫煙が発覚し、改善の見込みがない場合は、退居とさせていただきます。
- 3) 不測の事態が生じた際、職員が必要と判断した際には本人の了解なく居室へ立ち入る事があります。

6、家賃及び利用料等

1、居室の家賃 月額 53,700 円

※家賃は、国の補助金と横浜市の補助金により減額される場合があります。

2、共有スペースの水光熱費（700円）及び日用品費（300円） 月額 1,000円

共有部分の水光熱費及び消耗品費等に充て、年度ごと、ユニットごとに実費精算し、余剰がある場合は返金致します。水道料金は、横浜市の補助金により減額される場合があります。

3、食材料費 1食 500円

食材料費は食材費及び食事提供に伴う消耗品費、外食時の費用に充て、年度ごと、ユニットごとに実費精算し、余剰がある場合は返金致します。

※当日の14:00以降の夕食キャンセルについては、実費を徴収します。

4、入居時に修繕費預り金として107,400円をお預かりいたします。修繕費預り金は自室の補修費用に充当し、退居時に精算いたします。

5、その他日常生活上、通常必要とされる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる

費用の実費（町内会費等含む）。

- 6、居室の鍵の紛失・破損に関しては、実費を自己負担していただきます。
- 7、自室の水道光熱費等は、実費を自己負担していただきます。
- 8、障害者総合支援法による利用料。
- 9、家賃の滞納が3ヶ月となった場合、退居とさせていただきます。

7、支援内容

- 1、本事業所が行う共同生活援助の基本は以下の通りです。

- 1)家事支援を含む日常生活への支援。
- 2)制度、福祉サービスに関わる相談・支援
- 3)入居者の地域・社会生活における相談・支援
- 4)退居に関わる支援

2、個別支援の内容

- ①日中活動先への参加及び受診などの声かけ
- ②公共機関、金融機関、交通機関の利用支援
- ③食事、買い物、室内掃除など日常生活の支援
- ④個人衛生の支援及び健康管理、服薬上の支援
- ⑤その他日常生活、就労等に関する相談・支援
- ⑥緊急時対応

8、協力医療機関

- 1、汐田総合病院
- 2、うしおだ診療所

9、苦情相談機関

- 1、施設苦情相談窓口 社会福祉法人うしおだ ハイムつばき
担当者 守屋 昭子 電話 045-580-5023
- 2、外部苦情申立機関
 - 1)横浜市鶴見福祉保健センター 高齢・障害支援課 電話 045-510-1847
 - 2)第3者委員苦情相談
かながわ権利擁護相談センター「あしすと」 電話 045-317-2200
 - 3)第3者委員 疋田 和子 電話 045-581-0651
 - 4)横浜市健康福祉局障害福祉部 障害支援課事業支援係 電話 045-671-3565

上記の内容で説明を受け、同意します。

年 月 日

氏名 _____ 印